

東明会会則

平成14年1月25日施行

(名称及び事務所)

第1条 本会は、東明会（以下「会」という）と称し、事務所を会長の自宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、戸塚区汲沢二丁目2番～22・24・25番の区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とし、正当な理由がなければ加入を拒むことはできない。また、退会は自由とする。

なお、法人は賛助会員とする。

(目的)

第4条 本会は民主主義の精神に基づき会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
2. 美化、清掃等区域内の環境の整備
3. 防犯、防災に関すること
4. 慶弔に関すること
5. 会の会館である「東明会会館」の維持管理
6. その他、目的達成に必要な事項

(会費)

第6条 本会の会費は次のとおりとする。

1. 会費は一世帯一ヶ月500円とし、法人については、役員協議の上定めるものとする。但し同居世帯の分は除く。
2. アパートに住む会員は、申し出が有れば特例として一世帯一ヶ月300円とすることができる。
3. 原則として、4月と10月の半期ごとに委員が集金するものとする。
4. 退会申請があった場合、退会月の翌月分から徴収した会費を返却する。

(入会及び退会)

第7条 本会への入会及び退会は次のとおりとする。

1. 入会は第3条に定める会員資格を有する者より、会員名簿の提出と会費の支払いをもって入会とする。
2. 退会は第3条の定める会員資格の喪失、退会を届けた時、または会費の未納をもって退会とする。

(役員・顧問及び委員)

第8条 本会に次の役員及び委員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 総務部長 1名
4. 会計部長 1名
5. 監査 2名
6. 顧問 若干名
7. 委員 原則各班1名
8. 専門部委員 若干名

なお、総務、会計については、それぞれに補佐役を置くことができる。

(役員・顧問及び委員の選任)

第9条 役員及び委員選任について次のとおりとする。

1. 第8条1項～5項に掲げる役員は、総会において会員の中から選任する。
2. 前項の役員選出は推薦委員会を設置し、候補者を推薦する。
但し、推薦困難な場合は各班より候補者を選出し全会員の投票によって決めることもできる。
3. 推薦委員会は役員が選出したその年度の委員及び専門委員の中から若干名をもって構成する。
4. 推薦委員会は、第9条1項の役員候補者を総会の5日前までに会員に報告する。
5. 顧問の選任は役員会が推薦し、総会で承認を得る。
6. 委員は各班より選出する。
7. 専門部委員は、会長が委嘱する。
8. 役員・顧問及び専門部委員の再任は妨げない。但し原則役職ごと連続3期までとし、就任時80歳未満とする。

(役員・顧問及び委員の職務)

第10条 役員及び委員の職務について次に定める。

1. 会長は本会を代表し、会の事務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
3. 総務部長は事業計画に基づき会務運営と庶務全般に関することを行う。
4. 会計部長は事業計画に基づき本会の会計業務を行う。
5. 監査は次の業務を行う。
 - (1) 会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計、資産の状況及び業務執行について不正の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。
6. 委員は定例委員会に参加し、会務を執行する。必要に応じて自己の属する班会を開催する。
7. 顧問は会長の諮問に応ずる。
8. 専門部委員の業務。
 - (1) スポーツ推進委員
体育、スポーツを通じて地域住民の交流と連携を深めること
 - (2) 青少年指導員
青少年の健全な育成を図ること
 - (3) 保健活動推進員
地域住民の健康の維持増進のための諸活動を推進すること
 - (4) 環境事業推進委員
地域の環境整備及び保全のための諸活動を推進すること
 - (5) 家庭防災員
地域や家庭の防災に関する諸活動を推進すること
 - (6) 婦人協力員
本会で実施する諸活動の運営を補佐すること
 - (7) 東明ことぶき会
東明会との連携を図りながら諸活動を推進すること
 - (8) 東明子ども会
東明会との連携を図りながら諸活動を推進すること
 - (9) 消費生活推進員
地域の消費生活に関する諸活動を推進すること

- (10) 東明防犯防災委員会
地域の防犯と防災活動を推進し、防災意識向上のための防災訓練
・研修を行うこと
- (11) 会館管理委員
会館の利用受付・調整、利用料金の受領、鍵管理等の業務を行うこと
- (12) 神輿・山車保存委員
別に定める神輿・山車保存規定に基づく職務を遂行すること
- (13) 汲沢二丁目第二公園愛護会（通称：公園愛護会）
汲沢二丁目第二公園の整備、及び管理を遂行すること
- (14) 東明青年会
会員同士の親睦を深め、各種事業の活動を支援すること
- (15) 東明農園愛好会
東明農園の運営・整備・管理を遂行すること
- (16) 東明太鼓会
会員同士の親睦を深め、各種事業の活動を支援すること
- (17) 東明ホームページ委員会
インターネット上に開設した東明会ホームページの運営を行うこと

（役員・顧問及び委員の任期）

第11条 役員は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、総務部長、会計部長、監査は2年とする。
2. 顧問の任期は1年とし、他専門部委員との兼任はしない。
3. 委員は6ヶ月とする。
4. 専門部委員
 - (1) スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員、環境事業推進委員、家庭防災員、婦人協力員、消費生活推進員、東明防犯防災委員会委員長、会館管理委員、神輿・山車保存委員、公園愛護会会長、東明青年会会長、東明農園愛好会会長、東明太鼓会会長、及び東明ホームページ委員会委員長は2年とする。
 - (2) 東明ことぶき会及び東明子ども会役員は1年とする。
5. 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。
6. 役員は任期満了または辞任の後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員解任)

第12条 役員が規約に反し、あるいは会の体面を汚す行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

(総会の種別)

第13条 本会の最高決議機関は総会とし、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の開催)

第14条 総会の開催は次のとおりとする。

1. 通常総会は毎年1回4月に開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一つに該当する時に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の3分の2以上から会議の目的事項を示して開催の請求があったとき。
 - (3) 監査から開催の請求があったとき。

(総会の審議事項)

第15条 総会は次の事項を審議する。

1. 会の運営に関する重要な事項
2. 事業報告、会計報告に関する事
3. 事業計画、予算案に関する事
4. 会則の改定に関する事
5. 役員を選任に関する事
6. その他、委員会において必要と認めた事項

(総会の招集)

第16条 総会の招集は、次のとおりとする。

1. 総会は会長が招集する。
2. 会長は、第14条第2項第2号及び第3号による請求があったとき、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日程及び場所を示して開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この会則に定めるもののほかは、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決等)

第20条 総会の表決については次のとおりとする。

1. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における第18条及び第19条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(会議)

第21条 会議は役員会及び定例委員会とする。

1. 役員会は第8条第1項～5項の役員で構成する。
2. 定例委員会は第8条の役員及び委員で構成する。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める資産目録記載の資産
2. 会費
3. 助成金、寄付金
4. 資産から生ずる収益
5. その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は定例委員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第24条 本会の資産で第22条1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分または、担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の充当)

第25条 本会の経費は資産をもって充当する。

(会計年度)

第26条 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の改訂)

第27条 この会則は、総会において3分の2以上の賛成があれば改定することができる。但し、地方自治法第260条の2に触れる部分は改定できない。

(慶弔)

第28条 本会の慶弔に関することは、別に「慶弔規定」を定める。

(表彰)

第29条 本会の表彰に関することは、別に「表彰規定」を定める。

(会館の維持管理)

第30条 会館の維持管理については以下のとおりとする。

1. 建物・設備・事務機器等に老朽機能上の問題が生じた場合は役員会に図り諸事情を考慮して早めに修復する。
2. 建物、設備に大規模改修が生じた場合は総会の決議事項とする。
3. その他、修繕規模等に関しては役員会の決議事項とする。
4. 大規模改修等の費用に関しては『会館保全基金』を活用する。
5. 本会の会館保全基金に関することは別に『会館保全基金規定』を定める。

(会館の使用)

第31条 本会の会館（東明会会館）の使用に関することは、別に「会館使用規定」を定める。

第32条 本会の災害救援基金に関することは、別に「災害救援基金規定」を定める。

(設備保全拡充基金)

第33条 本会の放送設備及び納涼祭に関連する太鼓・神輿・櫓等の保全及び拡充に関わることは、別に「設備保全拡充基金規定」を定める。

附則

- 第34条
1. この会則は、平成14年1月25日から施行。
 2. 本会則は昭和50年2月1日に制定（平成13年4月15日改正）されたものを本町内会の法人化のために平成14年1月25日大幅改定。
 3. 消費生活推進員新設により改定。（平成17年4月10日）
 4. 本会則は、防犯防災員新設と会館使用についての変更により改定。（平成20年5月3日）
 5. 本会則は、会員に法人を追加、副会長の複数化、体育指導委員の名称変更、会館管理委員と神輿・山車保存委員の追加により改定。（平成24年4月15日）
 6. 第9条3項（役員及び委員の選任）、同条5項（役員及び委員の選任）を改定。第10条8項(6)（役員及び委員の職務）を改定。（平成25年4月14日）
 7. 第2条（区域）、第3条（会員）、第6条（会費）、第10条8項（役員及び委員の職務）、及び第33条（設備保全拡充基金）に関する内容を改定。

(平成27年4月25日。 但し第6条のみ平成27年10月から施行。
但し、第2条は令和2年4月18日追記)

8. 第6条(会費)に関する内容を改定。

(平成28年4月23日。 但し2項は平成27年10月から施行)

9. 第10条(役員及び委員の職務)に関する内容を改定。

(平成29年4月22日)

10. 第10条(役員及び委員の職務)及び第11条(役員及び委員の任期)
に関する内容を改定。(平成30年4月21日)

11. 第2条(区域)、第5条3項(事業)、第9条7項(役員及び委員の選任)、
及び第23条(資産の管理)に関する内容を改定。

(平成31年4月20日)

12. 第8条(役員及び委員)、第9条(役員及び委員の選任)、第10条
(役員及び委員の職務)及び第11条(役員及び委員の任期)に関する
内容を改定。(令和3年4月17日)

13. 第6条(会費)、第7条(入会)に関する内容を改定。

(令和5年4月15日 但し、第6条のみ令和4年10月から施行)

14. 第30条(会館の維持管理)に関する内容を改定。(令和6年4月20日)